

## 公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。尚、本業務にかかる契約の締結は、当該業務にかかる平成28年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成28年1月4日

世田谷区

### 1 事業目的

世田谷区の障害福祉の基本理念である「障害者が安心して地域で自立した生活を継続できる社会」を実現するため、区内の就労継続支援(B型)事業所(以下「事業所」という。)及び作業所等経営ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)に対し経営コンサルタントによるコンサルティングを実施し、ネットワークの核となる施設の経営力を強化することで、ネットワーク全体の強化と区内事業所の工賃アップを図る。

### 2 事業概要

#### (1) 件名

世田谷区障害者就労継続支援(B型)事業所の経営コンサルタント事業

#### (2) 履行期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日

※事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、平成29・30年度についても新たな契約を結ぶこととする。なお、契約は単年度とする。

#### (3) 事業対象

区が指定する世田谷区内の就労継続支援(B型)事業所(1施設)及び世田谷区作業所等経営ネットワーク

#### (4) 事業内容

##### ①経営コンサルタント業務

ア. 事業所の経営力強化

イ. ネットワークの強化

##### ②工賃アップを推進するための取組の実施

### 3 参加資格

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等、法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (3) 世田谷区から現に入札参加禁止及び指名停止を受けていない者であること。
- (4) 本事業を円滑に遂行できる人的能力及び財務能力を有しており、税の延滞のないこと。

- (5) 過去5年間に障害者施設や社会福祉法人など、福祉関係機関への経営コンサルタント業務の実績を有すること。
- (6) 選定委員が役員、理事等を務めていないこと。

#### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

#### 5 提案書を特定するための評価基準

下記の項目について、収支計画を加味し、事業実施の適格性・確実性をふまえ採点方式で評価する。

- (1) 経営コンサルタント業務に対する理念
- (2) 事業実績
  - ・経営コンサルタント業務に関わる実績
  - ・障害者福祉との関わり
- (3) 障害者支援に対する考え方
- (4) 業務の実施方針
- (5) 事業計画
  - ・事業所の経営力強化について
  - ・事業所の工賃アップについて
  - ・ネットワーク強化への取組み
  - ・その他、独自の提案
- (6) 従事予定の経営コンサルタント
- (7) その他（独自の提案、特にPRしたい点など）

#### 6 手続き等

##### (1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目2-1番27号  
世田谷区障害福祉担当部障害者地域生活課障害者就労支援担当  
電話03-5432-2425 ファクシミリ03-5432-3021

##### (2) 説明書交付の期間及び方法

- ①期間 平成28年1月4日（月）～1月18日（月）午後5時まで
- ②方法 上記担当課での手渡し（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）、  
区のホームページからのダウンロード

##### ※ホームページ掲載箇所

世田谷区ホームページ>福祉・健康>障害のある方>障害者施策に係る計画・方針等

##### (3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- ①期限 平成28年1月4日（月）～1月18日（月）午後5時まで
- ②場所 上記担当課

③方法 直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土・日曜日、祝日を除く。

(4) 質問の受付

①期限 平成28年1月26日（火）～1月29日（金）午後5時まで

②方法 上記担当課への電子メールによる

③回答 平成28年2月1日（月）招請通知者すべてに電子メールで回答

(5) 提案書の提出期間、場所及び方法

①期限 平成28年2月16日（火）正午まで

②場所 上記担当課

③方法 直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は午前9時～午後5時とする（最終日は正午まで）。ただし、土・日曜日、祝日を除く。なお、提出に当たっては事前に電話で担当者に予約をとること。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約者の相手方との随意契約により締結する予定の有無 【有】

・平成29年度世田谷区障害者就労継続支援(B型)事業所の経営コンサルタント事業

・平成30年度世田谷区障害者就労継続支援(B型)事業所の経営コンサルタント事業

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、6(1)と同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(8) 提案者からの提出物は世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。

(9) 詳細は説明書による。